

(厚生労働委員会)

精神病院の用語の整理等のための関係法律の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)

(参第二一号)要旨

本法律案は、精神科医療機関に対する国民の正しい理解を深めるとともに、精神科を受診しやすい環境の醸成に資するため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等における「精神病院」という用語を「精神科病院」に改める等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、精神病院の用語の整理等

1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等において用いられている「精神病院」及び「都道府県立精神病院」という用語を、それぞれ「精神科病院」及び「都道府県立精神科病院」に改める。

2 警察官職務執行法における「精神病患者収容施設」という用語を削除する。

二、施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。